

< 研究ノート >

アメリカ独占禁止政策の成立とその意義（上）

— Martin J. Sklar, *The Corporate Reconstruction of American Capitalism, 1890–1916: The Market, the Law, and Politics*, Cambridge University Press, 1988,

を中心とした一覚書—

楠 井 敏 朗

I はじめに

1890年の「シャーマン法」(Sherman Act)¹⁾の制定から始まって、1914年の「クレイトン法」(Clayton Act)²⁾および「連邦取引委員会法」(Federal Trade Commission Act)³⁾の制定に至る約4半世紀のアメリカ独占禁止政策の成立を、アメリカ資本主義の発展史のなかでどう位置づけるかという問題は、この時期に確立してくる巨大法人企業の評価、さらにはこれと大きくかかわってくるアメリカ合衆国の政治、とくにセオドア・ローズヴェルト (Theodore Roosevelt, 在任期間1901–1909年)、ウィリアム・H・タフト (William H. Taft, 同1909–1913年)、ウッドロー・ウィルソン (Woodrow Wilson, 同1913–1921年) と続く3代の大統領の「革新主義政治」の評価を確定する際に避けて通れない大切な問題である。

ここで取り上げるマーティン・J・スクラーの著作 (Martin J. Sklar, *The Corporate Reconstruction of American Capitalism, 1890–1916: Market, the Law and Politics*, Cambridge University Press, 1988) は、まさにこの問題を真正面から取扱い、19世紀–20世紀交のアメリカ資本主義の構造的特色を浮彫りにした意欲に満ちたすぐれた労作だと評価されてよいものである。

マーティン・J・スクラーは、研究史上これまで蓄積されて来た諸成果を、独自に収集された豊かな資料に基づいて批判的に再検討しながら、19世紀–20世紀交のアメリカ資本主義を「競争資本主義」

(competitive capitalism) から「法人資本主義」(corporate capitalism) への転換期と位置づけ直し、同時にこの時期の「革新主義政治」を、アメリカ資本主義の「法人資本主義」への再編成を推進した政治と捉え直したのである。スクラーは、これをサブタイトルに見られるように、「市場関係」の変化、「所有関係」(したがってまた「法的関係」)の変化、そして、これらの動きを集大成する政策そのものの根本的変化のプロセスとして捉え、綿密に描き出したのである。歴史のプロセスが精緻な理論の媒介を経て一つの「歴史像」として描き出されたところに特色がある⁴⁾。

ところで本書のタイトルに見られる“Corporate Reconstruction”とは、アメリカ史に通暁している人ならば直ちに想起できるあの南北戦争後の「再建」(“Reconstruction”)に対応して用いられている用語であることに注意されなければならない⁵⁾。

南北戦争が「戦前期」のアメリカ資本主義の構造を根底から揺るがし、その再編を迫るアメリカ史上重要な歴史事件であったことは改めて問われるまでもない。

スクラーはこれを強烈に意識して、その後続く再建期のアメリカ資本主義の再編=再建のための諸政策を、19世紀–20世紀交の政策転換と二重写しにして捉えようとした。

再建期 (1865–1878年) は、アメリカ合衆国にとって、分離した「南部」諸州をどのような形でアメリカ合衆国に再加入させるかという政治問題と合衆国政府債、戦時中に発行された巨額の政府債 (長短の合衆国

債と緑背紙幣)を、将来のアメリカ経済の発展にどう結びつけて処理するかという経済問題を、同時に解決してゆかねばならない苦渋に満ちた時代であった。10年余の歳月を要した再建期に、アメリカ合衆国は、さまざまな思惑の交錯した複雑な政治的・経済的状況のなかで、共和党急進派の主導のもとに、一歩一歩試行錯誤の歩みを続けながら、この問題を解決していった。

黒人奴隷制の廃止、高率保護関税制度の確立、新設された国法銀行制度の存続、政府不換紙幣として発行された緑背紙幣の金兌換を条件とした法貨としての存続、巨額の合衆国政府債の元利金償還を条件とした長期低金利での借換え、「アグラリアニズム」理念を貫徹させた公有地の無償払下げ政策（自営農地法）の存置、大陸横断鉄道建設促進のための公有地無償払下げ政策など⁶⁾。

ここには、南北戦争を北軍の勝利に導いた諸階級——開拓農民、地域を異にするさまざまなタイプの企業家群、あるいは銀行家——の利害が、自己を実現できるよう調整され、配慮された、したがって妥協に満ち矛盾を孕む諸政策が、建国後の伝統的な経済観や法秩序と共存できる形で体系的に整備されたところに大きな特色があったといつてよい。

マーティン・J・スクラーは、このような重大の課題を達成した再建期の諸政策を読者に想起させながら、1890-1916年に次々と打ち出されて行った諸政策を、アメリカ資本主義の“Corporate Reconstruction”を方向づけた政策だと位置づけたのであった。

それはいわゆる「トラスト問題」(trust question)に対する対応策に他ならなかった。つまり、トラストはどうして成立したのか。それは伝統的な「市場関係」や「所有関係」(したがってまた「法的関係」)をどう変化させようとしているのか。この問題をどう解決すれば、今日大きく浮上したアメリカの政治・経済・社会上の混乱を收拾し、これらをアメリカ合衆国の新しい発展の基礎として位置づけ直すことが出来るのか——このような重大な問題に対する一つの現実的な解決策であったのである。

ここで“Corporate Reconstruction”とは、スクラーによれば、19世紀末から20世紀初めに成立・確立してくる巨大法人企業 (large corporation) を弾劾するのではなく、むしろその存在を積極的に肯定し、これと対立するかに見えた建国以来のアメリカ合衆国の伝統的経済観や法秩序を、新しい利害状況に適合した形で

読み換えて調和させ融和させつつ、アメリカ資本主義を再編成——そういう意味で「再建」してゆこうとする政策を意味する。

南北戦争は「戦前期」の諸利害対立を武力衝突によって解決しようとしたのに対し、19世紀-20世紀交のアメリカ合衆国では、「戦後期」末期に大きく浮上した諸利害の対立を、武力によらず連邦政府の政治力によって解決していったとスクラーはいう⁷⁾。

このような意味で、マーティン・J・スクラーの手になるこの著作は、第2次大戦前の「革新主義=ニューディール史学」⁸⁾、戦後の「コンセンサス学派」⁹⁾による「革新主義」理解とはまったく違った問題意識と方法によりながら、19世紀-20世紀交のアメリカ資本主義の構造的な特色、「革新主義政治」の意義を解明しようとした意欲的労作であったと評価してよからう。

ここではスクラーが最も力を注いだアメリカ独占禁止政策成立史(「シャーマン法」から始まり「クレイトン法」と「連邦取引委員会法」に至って体系化されたそれ)に焦点をあて、「革新主義時代」の経済と法と政治の関係を検討してゆくことにしたい。

II 巨大法人企業の成立とアメリカ独占禁止政策

A. 合衆国における1890年代の「危機」(上)

——問題の所在——

マーティン・J・スクラーは、1890年代のアメリカ合衆国を「危機」の時代だと理解して、ここでの分析を始めた。「合衆国における1890年代の危機は、競争市場体制 (competitive market regime) の長期的分解[傾向]のただなかに循環的不況をはめこんだ、生産および交換諸関係の崩壊に集約されたものであった。循環的傾向と長期的傾向があい合して結合された経済的危機——競争資本主義の最後の大不況——が生み出したものであった」¹⁰⁾——

「再建」後のアメリカの経済発展はまったく著しいものであった。1879年から1893年まで鉄道の建設および一般工業の発展は目覚ましいものがあつたし、それを支える貯蓄の上昇率、したがって、また、投資の進展も著しいものがあつた。1880年代は、①製造業および鉄道で形成された富の1人当りの成長率、②貯蓄および投資基金の形成、③1人当りの所得の成長率など、いずれの指標を用いて測っても、「戦後期」のアメリカ史で最も急速に経済成長が達成された時代であった

11)。

スクラーは、1880年代の合衆国におけるこのような急速な経済発展のなかに、「市場関係」および「所有関係」（したがって「法的関係」）の長期的変化の芽が宿されていたと見た。それはかかる異常といてよい成長率に伴って生じた競争の激化と、これに対応して展開した競争制限のための各種の企業行動であった。生産・販売組織そのものの大規模化や合理化、それに伴う製造企業の株式会社への再組織の普及、あるいはトラスト形態での巨大企業ビッグビジネスの成立などである¹²⁾。そしてスクラーは、このような劇的ともいえる状況の変化のなかに、1890年代の経済的危機が、1870年代および1880年代の経済的危機とは決定的に性格を異にしていた原因を認めたのであった。——1870年代および1880年代のそれは本質的に循環的性格のものにすぎず、既存の「市場関係」の一時的攪乱が調整されれば、その後には経済活動がふたたび活発に展開する性格のものであったのに対し、1890年代のそれは、長期的諸要素と循環的な諸要素が相重なり合って生じたものであったので、徐々に進展しつつあった「市場関係」と「所有関係」の変化を一層急激に進展させるものとなり、これまでの合衆国の政党政治のあり方、法秩序、社会思想、連邦政府の政策の変更、そして、海外通商や海外直接投資の必要を迫るものとなった¹³⁾。——

ここで、われわれは正確を期すために、スクラーのつぎの補足説明に注目しておかねばならない。それは、1890年代の「危機」と巨大法人企業の成立との関係についてのスクラーの理解である。

われわれは、ここでスクラーが、E・S・ミード（Edward Sckerwood Meade）等の歴大な研究¹⁴⁾によりながら、巨大法人企業の真の展開期を、合衆国が1890年代の経済的危機から抜け出した1898-1904年においている事実を確認しておかねばならない。「シャーマン法」制定後であることに注目されたい。

1880年代末から1890年代初めにかけて合衆国では、たしかに製造業部門での諸企業の株式会社への転換が数にして目立って増大し始め、これに対応して1885年にはニューヨーク証券市場に未上場証券を取扱う店頭部門が設置されはした。しかし、巨大法人企業の成立・確立にとって不可欠な条件であった、企業再組織のためにか、あるいは統合後の企業の新規固定設備の整備のためか、いずれかにせよ、証券市場での巨額の資金調達の条件は、まだ十分に整備されてはいなかつ

た。ドレクセル=モルガン商会など国際投資銀行が、海外から資金調達するというのが一般的であった¹⁵⁾からである。

ここでスクラーがとくに意識しているのは、企業集中を現実に可能にする際の巨額な資金の調達の仕組みとその法的根拠であった。したがって、スクラーは、ここで、1890年代の合衆国の「危機」を巨大法人企業の成立そのものの存立によってからもたらされたものとは、考えていないのである。むしろ逆にスクラーは、この「危機」がやがて巨大法人企業の一般的成立を呼び起こすに至った事実を確認し、どうしてこのような急激な変化が、「営業の制限」、「独占化」、「独占化の企て」を禁止したあの「シャーマン法」制定後に展開することになったのかに注目したのであった。

もちろんスクラーはこの事実を説明している通説¹⁶⁾を知っていた。だから、スクラーは、法人資本主義への移行を当然のことだと考えている普通の歴史家ならばこんな問いは発することはないだろうと断わり書きしながら、この時代の合衆国を知る上に無視去ることのできない次の問いを提出するのである。

「1890年代の不況のあと資本主義的所有および生産制度（capitalist property-production system）の機構上の変化は急速に明確な形をとるに至り、大量の所有権（property）を包含することとなった。しかし、その変化は、激烈かつ憤怒に満ちた衝突を引き起こし、しかも、あんなに速くあんなに大規模に展開したにもかかわらず、相対的に平和裡に、しかも既存の政治制度の枠内で進行した。どのようにして起こったのだろうか？」¹⁷⁾と。

ここでスクラーが問うているのは、「所有関係」と所有権の大規模な変化は、歴史上日常的に起こりうるものではなく、通常は暴力行為が伴われるものなのだが、それが平和裡に進行したのはどうしてなのか、という問なのである¹⁸⁾。

たしかに1890年代の合衆国で、暴力行為や強制力がまったく作用しなかったというわけのものではない。例えば、第1に、合法的・非合法的行為に伴われた19世紀末から20世紀初頭の「南部」で進行したアフリカ系アメリカ人に対する選挙権剥奪や市民権の制限という事実が想起されなければならない。そしてこのことが、いかに合衆国の民主政治の範囲を狭め、ポピュリストまたは巨大法人企業の成立に反対する勢力の政治力を弱体化させたかを知らなければならない。次いで

第2に、1892年のホームステッド・ストライキや1894年のブルマン・ストライキのような労働者のストライキに加えられた合法的・非合法的暴力行為が想起されねばならない。そして、それが、産業労働者の既存の組合活動をいかに弱体化してしまうことになったかを知らなければならない。そして、最後に、第3に、1898-1902年の米西戦争およびフィリピン征服戦争が、軍事需要を喚起し、偏狭な愛国心を促し、製造業における企業統合に有利な政治環境を作り出したかを知らねばならない¹⁹⁾。

しかし、全般的にみると、スクラーによれば、1890年代の「危機」——そしてそれはたんに経済面で起こっただけでなく、社会的・政治的領域へも展開していった「危機」であったのだが——は、南北戦争前の「危機」の解決方法とはちがって、内戦も革命も必要としなかったばかりか、むしろ、政治機構や経済機構を、平和裡に、しかも抜本的に変えてゆく運動へと展開していった。いうなれば、1890年代の「危機」は深刻なものであったにもかかわらず、完全に既存の政治体制の内部で解決されたものであった²⁰⁾。

それでは、どうして、そのような形で巨大法人企業支配の政治・経済・社会体制への移行が展開しえたのか、しかもかの「シャーマン法」の制定下において全般的に進行することになったのか。

スクラーの「アメリカ独占禁止政策史」に関する研究は、かかる鋭い問題意識に支えられて展開してゆくことになる。

B. 合衆国における1890年代の「危機」(下)

——分析のための「方法的序説」——

ところで、われわれは、ここで、その詳細かつ綿密な研究を紹介してゆく前に、予めマーティン・J・スクラーが、上記の問題を解決してゆく際に、全体としてどのような見通しを立てて臨んだかについて、簡単に検討しておかねばならない。

まず確認しておかねばならなかったことは、1890年代の「危機」に関する捉え方である。スクラーは、それを、八方ふさがりの行き詰りなどではなく、「流動的な性格」のものであったと捉えている。その意味はこうである。

第1に、どの階級、どの社会層にとっても、自分たちの生死にかかわるような利益も発展も、他の階級、他の社会層の発展または存在そのものを差し迫った形

で脅やかすものではなかったということである²¹⁾。

それは、この時代のアメリカ社会を構成した資本家、労働者、農民、新興の専門的職業人 (professionals) が、みなそれぞれ、ある程度まで種々雑多な構成体であり、それ自体固定した階級または社会層をなさず、流動的狀態にあり、他の階級または社会層に対立して、団結の固い戦列を組むことが出来なかったことと、不可分にかかわっていた²²⁾。

第2に、新しく成立しつつあった「法人資本主義」——少数の巨大法人企業が、付加価値の生産額、雇用労働者の数、投下資本額等の面で国民経済において圧倒的に重要な役割を演じるようになっていく資本主義——が、小生産者、自己資産所有の資本家=経営者 (proprietary capitalists)、専門的職業人、労働者、新興中間層等の発展と利益を、否定するどころか、むしろ自らの内部に吸合する余地を展開しつつあったことである²³⁾。

だから「法人資本主義」は、これまでの「競争資本主義」のもとでは不可能であったような階級間のアピールを説得的に行なうことが出来た²⁴⁾。——例えば比較的小規模な資本家に対する種々さまざまな分野での共存や合併の申し出、小資本家、専門的職業人、中間層一般に対する貯蓄先の提供やより高額所得の職業の提供申し出、労働者に対するより安定した雇用とより高額な賃金、年金、慰安・娯楽施設の提供、ブルーカラーからホワイトカラーへの昇進の約束、さらには、オープン・ショップ制を普及させることによって小規模な資本家=経営者に対する労働組合からの攻撃を緩和させる諸条件の整備、などがこれである²⁵⁾。

第3は、資本家階級 (あるいは労働者階級や農民階級) の形態変化 (metamorphosis) である。そして、それは、それぞれがまず自からの階級または社会層の構成や内的諸関係を変化させながら、次いで諸他の階級や社会層との関係をも変化させていたことに注意されねばならない²⁶⁾。

中小の企業主が、企業合併によるか、個人的に^{ポスト}職務を与えられるかして、巨大法人企業と深いかかわりをもつようになっていたり、あるいは時に故郷を棄てて大都会に移住した事例などに、このような形態転化の典型例が見出されるであろう。

われわれは、ここで、スクラーの次の叙述を引用しておきたい。

この時代、「多くのアメリカ人にとって、巨大法人

企業は、西部の土地がかつて象徴したような意味での新しいフロンティアの機会となった。この意味で民間経済部門の法人企業に出現した官僚制は、新しいブルジョアの自由を象徴するものとなった。それは、従来分割され、階層序列にはめこまれていた資本家階級の層を『民主化』し、『全国化』したものであった。……土地持ち農民ポピュリストや中間階級に属する改革者たちから発せられる『巨大企業』、『トラスト』、そして『精神なき』法人企業に対して向けられた猛烈な抗議はあったにもかかわらず、巨大な官僚制機構を備えた法人企業は、中間階級に対して社会的可動性の機会を提供し、家族を経営基盤とした農場や企業以上に、成功のための新しい強力な梯子を提供したのであった²⁷⁾。（割線は楠井）

第4は、1890年代最後の数年間に、鉄道および製造業の分野で大規模企業が出現したことと結びついて生じた「市場関係」と「所有関係」の面での大きな変化が、「法人資本主義」形成のための技術的-経済的および社会的前提条件を創出したことであった²⁸⁾。

このなかでスクラーがとくに注目しているのは、階級内部や国内政治の面でリーダーシップを演じる優れた人材が、巨大法人企業の担い手として十分なくらいたくさん誕生することになったという事実であった。これまで実際に巨大法人企業の成立に携って来たか、あるいはこれを指導して来た人はもちろんのこと、新しく生成された「所有関係」に何らかの意味で幅広かかわるようになった社会層のなかからも、これらの政治的リーダーが形成されたことは重要な意味をもった。「革新主義」政治改革を指導した法律家、知識人、ジャーナリスト、教育者、聖職者、技術者、職業政治家がこれである。

かれらは「法人資本主義」の成立をめざした超党派的な政治運動の指導者となり、これまで「競争資本主義」の発展をめざして活躍した党派的政治指導者にとって代わるか、あるいはかれらを自らの陣営に吸収した。

スクラーは、その最初の大挙的出現を、1896年の共和党全国大会、同年シカゴで開催された民主党金本位支持派の大会（Gold Democratic Party Convention）、1897年初頭のインディアナポリス貨幣会議に見出している²⁹⁾。マッキンリー政権第1期（1897-1901年）は、この意味で、これら超党派的リーダーによる連邦政府行政部門での政策策定の初期の段階をなしたといえる

30)。

第5に注目しておかねばならないことは、世紀交替期の数年間に巨大法人企業の経営に実際に携った多くの人々が、その生活出自、交際範囲、経歴の面で、「戦前期」、「戦後期」の資本主義（proprietary capitalism）と、1880年代末から20世紀初めにかけて形成されつつあった「法人資本主義」への移行を架橋する役割を果たした人々であったという事実である³¹⁾。「競争資本主義」から「法人資本主義」への移行には、人的系譜の面で断絶がなかったことに注目されたい。

スクラーによれば、その多くは17-18世紀にまで遡りうる旧家に属したし、19世紀になって到来した人々も、旧家とのあいだに急速にかかわりをもった人々であった。またその多くがしばしばヨーロッパ諸国との間で国際的通商業務に携わるか、あるいは社会的関係を持っていた人々であった³²⁾。そして、そのかれらが、巨大法人企業によって形成されつつあった新しい「市場関係」と「所有関係」に対して、急速に適合性を高めつつあったのである³³⁾。

スクラーは、こうした状況のなかに、政党政治の領域で上層社会層間に急速な再編成がもたらされつつあった条件を見出した。貨幣-銀行問題、関税改革問題、連邦政府による「市場規制」問題、そして外国貿易および海外投資等の国際問題をめぐって、これらの上層社会層がどれだけ新しい政策理念を提出したかをスクラーは指摘している³⁴⁾。

かれらは旧来の政党区分を超え、一方で土地持ち農民のポピュリズムや社会主義者の過激な提案に共同して反対しながら、他方、「自由放任」のメリットを唱える偏狭な地方主義（provincialism）にも対立し、巨大法人企業が生成しつつある資本主義現体制擁護の急先鋒となったのであった³⁵⁾。

かれらは連邦政府による「市場規制」に賛成し、中央銀行制度の設立を擁護し、関税引下げを主張し、外国貿易と海外直接投資の推進を訴えて、ビジネス界、政界、学界などの同意をとりつけて行った。

さらに政党政治の「腐敗」をのり超えて、「効率的」な政府を要求し、有力政治家の恣意に基づくのではなく、法に基づく政治に対する要求を徹底させた³⁶⁾。ビジネス面で展開しつつあった「合理主義」（官僚制）を政治・行政面に持ち込んだ点が、注目すべき最大の特色だったといつてよい。1890年代の「危機」が八方ふさがりの「行き詰り」などでなく、「流動的性格」

のものであったというスクラーの理解は、以上の指摘からはほぼ明らかにされ得たであろう。

次に確認しておかねばならないことは、スクラーが巨大法人企業の創出しつつあった企業環境の変化に重大な関心を払い、1890年代の「危機」の「流動的性格」説を補強したことである。

大切なのは、運輸、通信、製造業、マーケティング、金融（このなかには比較的大規模な投資銀行も含まれる）の領域に出現した巨大法人企業の特徴である。これは、かつては連邦政府の政策策定者しか持つことになかったような長期的ビジョンを自社の将来に対して抱くようになったことに顕著に現れている。これは、例えば、巨大製造企業に典型例が見出させるように、それ自体原料の生産から最終的製品販売までの一貫した経営組織を自社の内部に包括するようになったことと深くかかわっている³⁷⁾。

したがって、多くの人々は、このような企業環境のなかで、これまでのようにただ目先の、たった1つの小さな利益だけを追求しておれば足りる地方的関心に意識を集中しておくことを許されなくなり、もっと展望の利いた、多面的な利害とかかわりのある全国的かつ国際的関心へ向かってゆくことになった³⁸⁾。

さて、われわれは、ここで、次のような疑問に対するスクラー自身の回答を見ておかねばならない。すなわち、「危機」そのものが「流動的性格」のものであり、台頭しつつある巨大法人企業が、伝統的価値観を抱いていた人々を急速に改宗させ、その新しい受け皿となりつつあったとすれば、連邦政府による「市場規制」など改めて必要とされないだろうという疑問とそれに対する回答である。この問題のなかにわれわれは、当時の合衆国で人々が連邦政府の「市場規制」に何を期待していたかを知ることが出来る。

スクラーは、1890年代の「危機」がどうして連邦政府による「市場規制」にひとびとを駆り立てていったのかの背景として、建国以来のアメリカ社会の基礎を支えていた「家族に基づく富」(family-based wealth)の形態が著しく変化したことに注目した。

ここでスクラーは、「家族に基づく富」そのものがその重要性を失ってしまったわけではないと断り書きしながらも、「家族に基づく富」、したがって、また、所得、権力、そして、権威の基礎が、「自己の労働に基づく富」、したがって、また、自分自身が所有者でかつ経営者であるような企業（あるいは農場）から、

官僚制的機構を備えた巨大法人企業、またはこれらが資金調達のために発行した種々さまざまな譲渡性金融資産へ移りつつある事実を指摘しているのである³⁹⁾。

このことはたしかに所得の基礎を拡げ、所得の基礎を有限責任制で薄めることでリスクの「社会化」にも貢献した⁴⁰⁾。しかし、このことは、新たにその数を増大させつつある「資本家」の将来像と利益に、別種の「社会化」インパクトを与えることになった。

これまで通り資本家＝経営者の独立企業(proprietary business)に従事している人々には、巨大法人企業と共存できる市場条件を保証してくれるような「市場規制」を連邦政府に要求させるインパクトを与えた⁴¹⁾。

反面、譲渡性金融資産に「富」の基盤を移した「資本家」には、証券の公正取引の確立を求めて、連邦政府に「市場規制」を期待するインパクトを与えた⁴¹⁾。

ここでスクラーが想い浮かべている「市場規制」は、無政府的な競争を復活させるための「市場規制」ではなく、「公の利益」(public interest)に適った「条理ある」(reasonable)規制であったことを、われわれは知らねばならない。そして、後段におけるスクラーの議論は、この論拠で展開してゆくことになる。

さて、最後にわれわれは、1890年代の「危機」の対応としての3代の「革新主義政治」の微妙な相違——あるいは根本的な相違といってもよいかも知れない——が何に起因したかにかんするスクラーの捉え方を検討しておかねばならない。

ここでスクラーが注目しているのは、資本家階級内部におけるいくつかの小グループの形成という事実である。

「革新主義政治」の最も大きな特徴は、19世紀のアメリカ政治と異なって、国家政策の策定や立法上の発議が次第に政党や連邦会議の指導者の手から離れて、非政党的な専門家の団体、例えば、大学とか専門的職業人(医師、法律家、公認会計士、技術者など)の協会、新設の市民団体(civic association)など移って行ったところにあった。

スクラーは、こうした傾向の進展してゆく背景を、資本家階級内部におけるいくつかの小グループの形成に求めた。都会と地方のあいだ、巨大法人企業と独立企業との間、小企業と大企業のあいだ、出荷者と運送業者のあいだ、債権者と債務者のあいだ等々には、利害関係の面で、当然、食い違いはあった。したがって、

アメリカ資本主義が高度化し、巨大法人企業が成立して、これらが旧来の階級間あるいは社会層間の「流動化」を促進する一方で、避け難く進行する利害の分化と衝突を絶えず日常的に調整してゆく場がどうしても必要不可欠となったとあってよい。例えば、貨幣=銀行政策、関税・租税問題、連邦政府の「市場規制」問題、労使問題をめぐる、各階層間の意見の大きな相違の調整である⁴²⁾。これら利害調整機構として、スクラーは、資本家階級内部に自然発生的に形成された小グループを位置づけたのであったのであった。そしてこれら小グループと「革新主義政治」とのあいだの微妙な関係を探ったのである。

階級間の再編成を促し、同時に階級内部の再組織化をも形成した1890年代「危機」以後のこの時代、ビジネスは、したがって、また、「政治」も、決して一枚岩ではなかったからである。

C. 「市場関係」及び「所有関係」の変化と連邦政府の「市場規制」

（1）巨大法人企業の成立と「市場規制」の2つの「対立型」の台頭

「営業の自由」、「契約の自由」と「所有権の絶対」、加えて「制限された政府」——これらが建国以来の合衆国において、いわば自明の原則として貫き通された、経済・社会・政治上の基本原則であったこと、かの「ジャクソニアン・デモクラシー」の時代（1828-1846年）は、これらの原則が理念としてアメリカ社会のすみずみまで浸透したことで、合衆国の自由主義経済と民主政治を考える上できわめて大切な時代であったこと、われわれはそのことをよく知っている。

ところで、1880年代以降のアメリカ資本主義の急速な展開は、1890年代末から20世紀初頭にかけて、アメリカ合衆国におけるかかる伝統的価値観を大きく揺さぶる状況を作り出したことで大切な時代であった。

「営業の制限」、「独占化」、「独占化の企て」を禁止する「シャーマン法」が制定されたこと、そしてこの法律のもとで「契約の自由」と「所有権の絶対」の意味が改めて問いただされるようになったこと、そして、独占禁止政策を施行してゆく上に連邦政府とくに行政部の権限が異常なくらい大きく増大するに至ったことなどの諸事実のなかに、われわれはその典型例を見出すことが出来る。スクラーのいう1890年代の「危機」の出現とその対応という問題に他ならない。

このような状況を作り出した最大の原因は、繰り返して述べて来たように、トラスト形態の巨大企業の生成に始まる巨大法人企業の成立という事実であった。これら巨大法人企業の企業活動をそのまま放任するとき、「公の利益」を侵害すると考えられるさまざまな問題が発生するに至ったからである。

公益事業部門の代表格ともいべき鉄道業に対する連邦政府最初の規制が「州際商業法」(Interstates Commerce Act, 1887年)の制定という形で設けられたのは、1880年代当時、過当競争下におかれたアメリカ鉄道会社が、貨物確保の必要から行った独自の経営戦略（「システム・ビルディング」と呼ばれた政策と付随して採用された高率運賃制と巨大企業に対する差別運賃制、あるいはリベートなど）が、鉄道を利用する、とくに「西部」の農民層の利益と正面から衝突し、かれらの鉄道批判（グレンジャー・ムーヴメント）を喚起したこと、しかも、最初は「西部」各州の州法として立法化されていた鉄道独占規制政策だけでは問題が抜本的に解決されえず、州際商業を管理する連邦政府による「市場規制」（「連邦の通商権限」〔commerce power〕に基づくそれ）が必要とされたからであった⁴³⁾。

マーティン・J・スクラーは、われわれ日本人にはなかなか馴染みにくい、合衆国憲法に基礎づけられた連邦と州とのあいだの二重の「法体系」を強烈に意識した上で、ここでの研究を進めている。

はじめから株式会社組織として出発した鉄道会社はもとより、1893年のパニック以前にも、すでに製造業部門にも若干の株式会社の成立を見ていたが、「法人資本主義」の成立を特徴づけるその大挙的出現は、E・S・ミード（Edward Sherweed Meade）の研究によれば、1898-1904年のことであった⁴⁴⁾。

スクラーは、「シャーマン法」の制定に始まるアメリカ独占禁止政策成立の背景を知るため、合衆国の企業集中に関する諸研究⁴⁵⁾に基づいて、まず巨大法人企業の成立に関する次の諸事実を確認する作業から出発している。

第1. 1880年代後半以降の合併活動の結果、製造業の面で約300の企業統合（資本金総額約70億）が成立した。

第2. これらの企業統合のうち約3/4以上に相当する236社（資本金総額60億ドル）は、1898年1月1日以降に設立されたもので、うち170社がニュー・ジャ

ージ州会社法によるものであった。

第3. 1898-1904年になされた企業統合のうち、資本金総額の約1/2に相当するものが1898-1900年の2ヶ年足らずの間に起こったものである。そのなかには、当然1901年設立の資本金14億ドルの巨大法人企業U. S. スティール社は含まれていない。

第4. 上記企業統合の際財産の移転に要した取引金額 (value of the property transactions) は、株式の水増額、重複計算などを控除しても、1900年の合衆国のGNP (時価約187億ドル) の約1/5に相当する金額であり、1860年の合衆国における奴隷の財産価値 (時価約27億ドル) (1860年の合衆国のGNPは時価約42億ドルなのでその約64%) よりも大きく、「1890年センサス」に報告された全製造業の資本金総額に匹敵する金額であった⁴⁶⁾。

ここでのスクラーの関心は、アメリカ独占禁止政策の成立と深くかかわるこうした巨大法人企業の成立が、当時の合衆国でどのように受けとめられていたかという問題である。

この点についてスクラーが一般的に確認していることは、原子の状態にまで還元された各企業単位間の無制約な競争体制からは、「市場の効率」も、「所有権の保護」も、「満足な労使関係」も、延いては「社会の安定」も全く保証されないという考え方が著しく台頭しつつあったという事実である。イギリス・マンチェスター学派の影響を受けたフランスの自由貿易論者C・F・バステア (Claude Frédéric Bastiat: 1801-50年) のいう「経済的調和」 (harmonies économiques) も、J・B・セー (Jean Baptiste Say: 1767-1832年) の「販路説」 (théorie des débouchés) も、ここでは完全に否定されてしまっていたことに注目しておきたい⁴⁷⁾。

共和党W・マッキンリー (William Mckinley) と民主党W・J・ブライアン (William Jennings Bryan) のあいだで争われた1896年の大統領選挙に直面した時、「市場」をめぐる世論は大きく2つに分かれていた。

1つは、小生産者的見解であった。かのポピュリスト的見解がこれである。いま1つは、台頭しつつあった巨大法人企業の将来を展望した資本家的見解である⁴⁸⁾。

スクラーは、これら2つの考え方が、ともに「自由放任」の市場法則に関する信仰を棄て去ったところから、自分たちの「市場理論」を構築したと述べている。

まずポピュリストは、自分たちの生活条件を脅やかしつつあった「市場の不均衡」を市場の「外生的諸要因」 (factors exogenous to market) に起因するものと主張した。例えば、貨幣および信用の供給制限、貨幣単位 (金ドル) の過大評価、賃金および商品価格の人為的固定 (巨大企業による管理価格)、土地または不動産の買占め (公有地政策の悪用)、関税またはその他の課税の不公正に求めたのである。そして、かかる「外生的諸要因」が、非合法的な形で成立した独占的な経済力、したがって、また、これと結びついた腐敗した政治権力の作用そのものにあるとし、これら「外生的諸要因」を除去するための法律の制定と、必要ならば連邦政府の直接の介入・規制による中小生産者のための市場回復こそ、その救済策だと考えたのであった。

国法銀行制度のもとでの通貨発行額の制度的限界、貸出額の制限が、物価を全般的に下押ししたという理解が存在する一方、南北戦争以後の高率関税政策が、一部の製造業にのみ有利に作用し (いわゆる独占関税としての機能)、その巨大企業化を促進したにもかかわらず、農民層や中小の企業家には利益をもたらさなかったという不満が、このような「市場理論」構築の背景にあったことは否定できない。

これに対して、巨大法人企業の全般的成立を展望する資本家は、これらポピュリストの見解と真向から対立し、これを拒否し、むしろ、近年生じている「市場の不均衡」こそ、市場内部から発生した事柄、すなわち、近代資本主義の発展に固有な周期的・循環的諸傾向——「過剰生産」の恒常化——に求めたのであった⁴⁹⁾。

かれらは、1880年代から1890年代のアメリカ資本主義の発展が、企業間の競争を強めたこと、そして、それがまた不可避的に生産の一層の集積をもたらしたこと、その結果、個々の企業に対して十分な収益を保証することもなく、時に生産費さえ償うことの出来ないくらいの価格で製品販売を余儀なくさせたことと主張した。

だから、かれらは、「外生的諸要因ではなく、競争的市場機構のもとでの産業資本主義の漸進的な発展こそが、市場の調和を崩壊させ、周期的恐慌を引き起こした」⁵⁰⁾のだと論じたのであった。

スクラーは、こうして、1890年代後半に先鋭化した「市場」をめぐる2つの対立する現状認識を対応させつつ、同時に連邦政府の「市場規制」の2つの対立型

を浮かび上がらせたのであった。「ポピュリスト的規制」と「資本家的規制」がこれである。

「アメリカ独占禁止政策」は、この2つの対立型のうち、果してどちらが貫徹したものであったのか。——スクラーは、こうして問題そのものを一層具体化させながら、この問題そのものに自ら回答を下してゆくのである。

（2）資本主義市場の「新理論」

——ハドリ、ジェンクス、コナント——

ここでスクラーは、19世紀末から20世紀初頭の合衆国において、すぐれた経済理論家であり、かつ「革新主義政治」（とくにTh. ローズヴェルト）の政策策定の面でも縦横に活躍した3人の人物、エール大学教授A・T・ハドリ（Arthur Twining Hadley）、コーネル大学教授J・W・ジェンクス（Jeremiah Whipple Jenks）、そして金融問題の専門家で、ジャーナリストとして著明なC・A・コナント（Charles Arthur Conant）の「市場」をめぐる「理論」と「政策」——資本主義市場の新理論（a new theory of the capitalist market）——を詳細に検討してゆくのである⁵¹⁾。

こうしたスクラーの検証は、これまでの研究では、「ポピュリスト的見解」が際立って前向きに取上げられる傾向が強く、「アメリカ独占禁止政策」が、さながらこれら「ポピュリスト的見解」を政策的に実現したもののよう⁵¹⁾に考えられてきたことに対する事実に基づく反省からであることを、われわれはここに確認しておきたい。

まず、ハドリであるが、かれは、「供給はそれ自体需要を生む」という「販路法則」を、リカードの時代には現実に近い形で通用したであろう「商業の理論」（commercial theory）ではあっても、大規模な工業体制、すなわち、固定設備の投資が増大しているような現代の資本主義には通用するものではないとして批判した。

同様にオーストリー学派の「価値理論」（「限界効用理論」）に対しても、その理論は、「経済学の領域よりもむしろ心理学の領域に属しているもので、ビジネスや法律制定といった実際上の諸問題への適用からはきわめて遠いと厳しい批判を加えた⁵²⁾。

ハドリが意識していた「市場」は、巨大な設備投資時代における、量産量販制を前提とし、不特定多数者

を相手とした「市場」に他ならなかった。したがって、そこでは、オーストリー学派が想定した、消費者の個人的肉体的欲求（したがって「有効需要」ではない）に根ざした「需要」を考慮した相対取引など入る余地は殆どなかったといつてよい。

ここでは、競争回避のための何らかの市場協定が企業者間で成立していないかぎり、「生産」と「消費」の慢性的な乖離——周期的恐慌と不況という形で表現されるそれ——が、不可避であった⁵³⁾。

こうしてハドリは企業者間の何らかの市場協定の必要性を支持したのであった。

スクラーが次ぎに取上げたジェンクスは、1898年に連邦会議で設置された「産業問題調査委員会」（U.S. Industrial Commission）での活躍、いく人かの巨大法人企業の経営者、投資銀行家、そして投機家などとの私的交流を通じて、巨大法人企業支配下の新しい「市場理論」、「価格理論」をつくり上げ、やがて数年後、イギリス・ケンブリッジ学派のE・H・チェンバレン（Edward H. Chamberlain）およびJ・ロビンソン（Joan Robinson）等によって仕上げられる「不完全競争の理論」の先駆者として知られている人物である。

ここでスクラーは、ジェンクスの有名な著作（Jeremiah W. Jenks, *The Trust Problem*, New York 1900, および New York 1929）によりながら、ジェンクスの「市場理論」の概要を明らかにした。すなわち、第1に、ジェンクスは製造業部門における巨大法人企業の成立を否定するどころか、むしろそれを市場の効率的管理能力の点で評価し、社会的・経済的にみても、利益になると考えた。その観点から、第2に、「限界効用理論」を、小企業間の競争には適用できても、巨大法人企業の経営には適用できないという理由で完全に拒否し、したがって、また、経済学者のいう「正常価格」（normal price）を否定した。その代わり、第3に、ジェンクスは巨大法人企業がその価格形成力によって、独占的に価格を形成しうることを認めた。その根拠は、巨大法人企業設立の主たる目的が、「過剰生産」とそのことによる収益減退を導き出し、価格と利潤と雇用の不安定をもたらす競争（投資と販売活動の両面における競争）の規制にあると理解したからである。

以上、ジェンクスは、当時成立しつつあった巨大法人企業の経営戦略に立脚して、それに適合した新しい

「市場理論」を組み立てたといつてよい。それは、収益を保証しうるに足る価格の供給者側からの設定（管理価格）と、これを実現するための管理された、したがって、規制された市場構築の理論に他ならない。したがって、この「市場理論」では、「競争資本主義」のもとで一般的であった価格と収益の決定の需要者側への委任は否定されている。

そして、ジェンクスは、スクラーによれば、巨大法人企業のこの「市場規制」を、価格と利潤の安定をはかり、したがって、また、資本と労働の雇用を安定化させ、不況を完全に除外はできなくとも、改善させる傾向をもつものと評価し、それが乱用されないかぎり、そして、連邦政府の「市場規制」によって慎重に運用されるかぎり、旧来の競争よりも遙かに進歩的な市場だと評価したのである⁵⁴⁾。

しかし、スクラーが、3人の主張のなかで最も重視したのは、C・A・コナントの考え方であった⁵⁵⁾。

第1には、コナントが独自の景気循環論を展開して、これによりながら巨大法人企業による資本主義の再編成の歴史的根拠を明らかにしたこと、第2には、ハドリやジェンクスとちがって「限界効用理論」を否定することなく、むしろこれをアメリカ的基盤の上で展開し、「トラスト問題」と「貨幣問題」という2つの重要な領域で、ポピュリズムの巨大法人企業批判を論駁する理論的砦に再構築したこと、第3には、アメリカ資本主義の陥っている当面の「危機」に対する救済、すなわち、慢性的「過剰資本」状態（後述）からの救済方法として、ハドリ、ジェンクスの提示した「競争に対する規制」に加えて、積極的に海外直接投資（帝国主義 imperialism）推進の必要性を提言し、さらに景気循環緩和のための貨幣=信用面からの政策として中央銀行政策を打ち出したことによる⁵⁶⁾。

コナントの景気循環論は、スクラーによれば、かれの巨大法人企業による資本主義的再編を根拠づける際の基礎理論となったものであるが、かれの主著（Charles A. Conant, *A History of Modern Banks of Issue: with an Account of the Economic Crises of Present Century*, New York 1896）と、1896年から1901年のあいだに公にされた一連の論文のなかにみられるものであった⁵⁷⁾。

そこでコナントは、工業生産および運輸・通信制度が、高度に発展した信用制度と密接に結合している現代資本主義社会では、景気循環（business cycle）が

不可避であること、しかも、それが、各国の景気循環と同時性をもち、地球規模で進行するようになっていくことを強調したが、他方、同時に、景気循環およびその崩壊局面である恐慌は、景気循環緩和のための管理政策（countercyclical management）をもって修正不可能なものであるから、景気循環は現代の経済生活にとって決して破壊的でも致命的でもないことを明らかにしたところに特徴がある。

ここで、大切なのは、この理論的提言がJ・M・ケインズよりも一世代以前になされたことである⁵⁸⁾。そして、景気循環緩和のための管理政策を展望するなかで、コナントが「内需」堀りおこしを主張したケインズと相違して、一方で海外直接投資の必要性を提案し、他方、ケインズと類似して中央銀行政策の不可欠性を提示したことである。

コナントは、景気循環を近代産業企業における固定設備の増大、そして、それに伴う生産と販売の時間差の存在と関連づけて論じた。

景気が上向き始め製品価格の上昇と収益の向上が開始されると、それが貨幣市場の緩慢=金利低下の条件のもとでは、設備投資を誘発し、それが一層進むと過剰設備と販路を失った商品過剰が導き出され、利潤が生産コストを償えない恐慌期が訪れる。そして物価が下がるのに、企業は支払に追われ、銀行は債権の取立てに走り、かつ貸し渋るため、貨幣市場は逼迫し金利が上昇し、企業倒産が激発し、経済活動全体が不況局面に突入する。しかし、不況期は次の上昇期のための基礎を準備する。この時期、労働節約的な機械装置や設備への投資が進むことから、全体として価格体系を低位に押し下げる改善が進行するからである。

こうして、コナントは19世紀最後の4半世紀のアメリカの経済事情（全般的物価下落傾向）を説明した。だが、スクラーによればコナントの議論はここで終わらない。ここからさらに進んで巨大法人企業による資本主義再編成の議論へと進むところに独自性がある。すなわち、景気回復の進むなかで設備投資がさらに進み、固定資本が増大するなか、商品の販売状況もよく、企業収益が向上すると、この企業収益が運転資金となって、労働者の雇用を引き続き進め、生産高を一層増進することとなる。それゆえここでひとたび生産と販売の鎖が断ち切れると、それは急速に市場の不均衡状態をもたらす、資本と労働者の雇用率を同時に低めることになる。——過剰設備と販路を失った商品の在庫増

そして失業の一般化である。これが不況期の特徴である。

そこで、コナントは、商品の生産と販売の鎖——供給と需要を結びつけている鎖——が突然切断される原因は何かと問うて、それを「過剰貯蓄」(excess savings) に求めた⁵⁹⁾のであった。

この辺りから、コナントの「景気循環論」の独自性が展開するといったらよい。——「過剰貯蓄」が「過剰資本」(surplus capital または capital congestion) の状態を導き出し、「過剰生産」(overproduction) に帰結してゆく論理の展開である。さらには、この理論を基礎にして次の提言が提出されてゆく。——放任された競争に対する企業者間の「自己規制」(当時、「独占化」または「独占の企て」といわれたそれ)の必要性の提言。そしてまた一切の発端となった「過剰貯蓄」を国民的に管理する中央銀行政策の不可欠性の提言などがこれである⁶⁰⁾。

スクラーは、このような形でコナントの経済理論(「景気循環論」)を紹介しながら、コナントがこの時期、経済・金融問題担当のジャーナリストとして活躍したかたわら、同時に、貨幣=信用制度の改革運動の理論的中心人物となり、その運動を積極的に推進し、かつ国際経済問題担当のアドバイザーとして、「革新主義政治」において中南米諸国(メキシコ・キューバ等)と中国、フィリピンの貨幣制度改革運動や直接投資計画に参画した背景を、読者に納得ゆくように説明してゆくのである。

だが、スクラーのコナント評価はこれに留まっていなかった。スクラーが同時に注目していたのは、巨大法人企業の成立に真向から反対している中小生産者層(農民層と中小の独立企業家層)の伝統的価値観に対する反批判の論理構成である。

ハドリ、ジェンクスを超えたコナントのこの時期の存在意義は、かの「ポピュリスト的見解」に集約される伝統的経済観を論駁しながら、同時に、自ら構築したこの「市場理論」の正しさを巨大法人企業体制の成立に好意をもっている人たちだけでなく、これらの中小生産者層にも訴えて、かれらを自らの「市場理論」の信奉者に変えていったところにあった。

改めて述べるまでもない。これこそ、アメリカ資本主義の「法人企業による再建」のための新しい経済理論の構築に他ならない。

コナントは、スクラーによれば、「限界効用理論」

をジェンクスのように真向から拒否することもなく、あるいは、また、ハドリのように、これを、A・マールシャル流の「生産費説」に翻訳して、リカードとジェボンズの総合に利用しようともせず、独自に19世紀末から20世紀初頭のアメリカの土壌の上で再解釈して、ポピュリズムの企業批判を論駁する理論として用いた⁶¹⁾。

コナントは市場に投入される最終(=限界)単位の商品が価格水準を決定し、したがって利潤水準に決定的な影響をおよぼすことを強調したかぎり、そして、供給の増大にともなって生じる「収穫逓減」説を支持したかぎり、文字通り「限界効用理論」の信奉者であった。そして、コナントは、この理論を援用して、企業がもし適切な収益を保証しうる価格水準の維持を望むならば、市場に投入される最終(=限界)単位の供給量(したがって、生産と投資)を制限しなければならないという理論的根拠を説明し、これによってなぜこれまで「過剰生産」が発生し、したがって、また「過剰資本」(過剰な貯蓄、投資資金、設備)が形成されるかを説明したばかりではない。逆に「過剰資本」が一般化している当時のアメリカ企業がなぜ収益低下に苦しむことになったかの筋道を解明し、諸企業が競争を回避するために企業統合に走り、生産と蓄積の合理的管理に向かったかを説明したのであった。さらに、コナントは、この論理を受けて、かかる収益率低下、あるいは、生産と蓄積の合理的管理を回避する別の方法として、資本不足地域への海外直接投資の必要性を論じたことは注目しておかねばならない。コナントの帝国主義論である。ここでもまた「限界効用理論」が援用されている⁶²⁾のである。

こうしてコナントは、適切な競争市場を崩壊させ、「営業の自由」を阻止しているものが独占力(monopolistic power)だというポピュリストの主張を論駁したばかりではない。逆に今日の資本家を企業統合に駆り立てているものこそ、過当競争ともいえるべき市場条件にあるのだと主張したのであった。

ここでのコナントの議論が、競争的市場機構が市場の調整者として作用するという古典派的命題の否定であったことは言うに及ばない。むしろ、それは、市場価格を所与のものと受けとる企業者像から、「ヴィジブル・ハンド」(A・D・チャンドラー, JR.)の担い手として積極的に価格形成者として働きかけている企業者像への役割転換を提唱している新しいヴィジョン

の表明であった⁶³⁾といった方が正しい。

かくして、スクラーは、コナントにとって「限界効用理論は、私有財産制と高度に発達した産業資本主義の枠組のなかで、競争市場を管理市場に代置する理論的基礎として役だった」⁶⁴⁾という評価を下しているのである。

そればかりではない。コナントにとって「限界効用理論」は、かの特殊アメリカ的政治状況のもとで、ポピュリストの貨幣理論——当面の物価下落を貨幣供給の制限に求め、「銀本位制」の確立を主張した「貨幣数量説」の見解——を論駁する武器ともなった。ここでコナントは、「貨幣の限界効用は貨幣の供給量の増減にかかわらずつねに同じで大きい」という「限界効用理論」の特殊例を援用してポピュリストを批判し、むしろ「生産性が基本的に価格を決定する」のであり、「価格水準こそが流通貨幣量を決定するのであって逆ではない」と主張したシカゴ大学教授で、この時期の貨幣=信用制度の改革推進者の1人、J・L・ラフリン(J. Laurence Laughlin)の立場を支持したのであった⁶⁵⁾。

(3) アメリカ資本主義の発達と「所有権」および「契約の自由」に関する法的理解の変化

ここでスクラーは、とくに1880年代以降におけるアメリカ資本主義の発展にともなって起こった製造企業の株式会社形態への再組織、あるいはこれを軸にして進んだ企業統合が、「所有権」と「契約の自由」に対する伝統的な法的理解を、どのように変化させていったかを検討している。そして、まず一般的傾向として、合衆国の法体系が、「所有権」と「契約の自由」に関しては、「公の利益」(public interest)と「一般的福祉」(general welfare)の観点に立って、これを超えないよう制限を課して来たが、商品の生産や流通、あるいは企業の組織革新に適合したり、結びついたりして生じた「新しい形態の財産」や「所有権」や「契約義務」に対しては、きわめて好意的に取扱って来た事実を認めた⁶⁶⁾。

例えば、株式会社の責任(「契約の自由」および「契約義務」)に関する法律上の問題や、資金調達のために発行される株式の保有および譲渡に関する法律上の性格づけ(法的解釈)の問題においてである。

以下、われわれは、この問題を、スクラーによりながら整理し、かかる一般的傾向のなかで、「シャーマ

ン法」の制定がアメリカ合衆国の法体系全体のなかでどのような意味をもっていたかを位置づけておくことにしたい。

まず、第1に、スクラーが注目したのは、1886年の合衆国最高裁判所によるサンタ・クララ判決である。

ここで大切なことは、合衆国憲法修正第5条および同修正第14条の「人の法的地位」(“natural entity”)が、株式会社に対して拡張適用されたことである⁶⁷⁾。

スクラーは、この判決に立脚してその後1886年から20世紀初頭までになされた一連の連邦最高裁判所の判決で、株式会社の「所有権」と「自由権」が確実に保証されていった事実を明らかにした。①株式会社の「契約の自由」にかかわる諸特権・諸権利が明確にされたことである。また②「正当な法の手続」(due process)によらないで、株式会社が州政府および連邦政府から、その生命・自由・資産(asset)または収益を奪われることから保護されたことである。③白人成年男子によって享受されたと類似した(同一のものでないと断り書きがつけられている)「自由」に対するこの当然の権利の賦与によっても、株式会社は、これまで通り法の前で責任を有していること、したがって公の政策(public policy)や司法上の訴訟(judicious process)に服さねばならないとされたことである。さらに④1886年から世紀末までに、「実体的デュー・プロセス」(substantive due process)と「手続的デュー・プロセス」(procedural due process)の法理論が合衆国最高裁判所によって入念に仕上げられ、株式会社の「所有権」に付着した「自由」概念が明確化されたことである⁶⁸⁾。

第2にスクラーは、このような過程を経て、「所有権」概念が旧来の意味——「物」(tangible things)の「所有」(ownership)、「処分」(disposal)および「交換価値」(exchange value)に関する事柄から、無形資産(intangible asset、信用、暖簾、特許権など)や収益力(投資に対する正当な報酬請求権)の追求、したがって、法的保護をも包括する事柄にまで拡張された事実を確認している。

われわれは、ここで合衆国の「所有権」がこの時期、物の使用価値だけでなく、物および無形資産の交換価値をも包括して法的保護の対象となった事実を確認しておかねばならない。

このことの社会経済的意味は、企業の株式会社への再組織、そして、これを基礎として進展する企業統合

の促進効果であったことは改めて述べるまでもないであろう。

再組織または企業統合に伴って、旧独立企業の物的資産の「所有権」は、「持分」(equity)として、収益の一部に対する請求証券である株式と交換に新企業の所有に帰することになったが、代りに受け取った株式の市場価格は、再編されて新設された株式会社、または統合企業の威信や暖簾、あるいは再編または統合によって強化された市場力に比例して高められてゆくことになったから、関係者にとってメリットとなる事柄であった。

したがって、スクラーは、無形資産や企業の収益力が「所有権」として法的に保護されたことと、「人の法的地位」の株式会社への拡大解釈が、株式会社、したがってまた統合企業のリスクの軽減と株価の引上げの両面に大きく作用し、製造企業の統合を限りなく促したきわめて大きな要因であった事実を確認した⁶⁹⁾。これこそ巨大法人企業体制成立の法的基礎であったといつてよい。

これらの事実を確認した上で、第3にスクラーは、製造企業の株式会社への再組織、したがって、また、企業統合に対する法律上の基本的枠組が確立されたことを確認している。

ここで大切なことは、1つは、「州際商業法」の制定(1887年)と「シャーマン法」の制定(1890年)であり、この2つの法律の制定で州際商業に関する「市場規制」が連邦法を基準に全国統一に行なわれるようになったことである。その意味で、スクラーは、「シャーマン法」こそ、連邦最高裁判所によって進められてきた株式会社に対する「人の法的地位」の確立を、法律の条文で明確にする上で決定的役割を果たしたものと評価した。

いま1つは、州法により製造業の株式会社への再組織、あるいは企業統合の認可とその全国化の動きである。

ニュージャージー州、デラウェア州、ニューヨーク州は、1886-1898年に相次いで一般株式会社法を制定し、株式会社に対して、不動産その他の資産——そのなかには認可した州内のものであるか否かにかかわらず、他社の株式をも含まれた——を所有する権限を認めたいわゆる持株会社の成立を促す措置として社会経済的にきわめて大切な意味をもった措置として知られている⁷⁰⁾ものである。

ニュージャージー州法は、その他、株式会社に対する州税の免除を定め、これら持株会社の設立を促した他、負債の資産価値に対する比率や、普通株と優先株の発行比率を当該株式会社の自由裁量に委ねるなどの規定を設けて、株式会社、したがって、また、統合企業の設立条件を緩和した⁷¹⁾のであった。

以上、われわれは、スクラーによりながら、1880年代以降のアメリカ資本主義の発展にともなって生じた株式会社に対する各種の法的措置の変化を跡づけて、巨大法人企業の成立の法的基礎条件を明らかにしてきた。残された課題は、この研究を受けて、「アメリカ独占禁止政策」成立の社会経済的意味を明らかにすることである。

Ⅲ 「シャーマン法」の制定とアメリカ独占禁止政策

——中間考察——

「シャーマン法」、すなわち、「非合法的な制限および独占に対して営業および通商を保護する法律」(An Act to Protect Trade and Commerce against Unlawful Restraints and Monopolies)は、1890年7月2日、共和党の大統領B・ハリソン(Benjamin Harrison、任期1889-1893年)の署名を得て成立した。これはすでに13州において州法で制定されていた「トラスト禁止法」を基礎に、「トラスト問題」に関する連邦政府の下した最初の解決策できわめて重要な歴史的意義をもった法律であった。

スタンダード・オイル・トラスト(1882年)に始まり、アメリカ綿実油トラスト(American Cottonseed Oil Trust、1884年)、ナショナル亜麻仁油トラスト(National Linseed Trust、1885年)、ウイスキー・トラスト(Distillers' and Cattle Feeders' or Whisky Trust、1887年)、アメリカ砂糖トラスト(American Sugar Refineries、1887年)等、1880年代の合衆国で相次いで出現した統合企業の成立が、このような「トラスト禁止法」の制定を促したことは、ここで改めて述べるまでもない⁷²⁾。

ところで、マーティン・J・スクラーは、この法律の立法趣向と制定事情を詳細に跡づけた上で、同法が、1914年の「連邦取引委員会法」および「クレイトン法」の制定に至るまでの約4半世紀、連邦最高裁判所でどのように解釈され、判断されたかを綿密に検討した。

われわれは、このスクラーの研究によって、まず、次の諸事実を確認し、続編の議論に一定の見透しを与えておかねばならない。

まず第1は、「シャーマン法」の制定に始まったアメリカ独占禁止政策が、司法部による「シャーマン法」解釈によって、まず、その基礎がおかれ、その方向性が定まったという事実である。第2は、「シャーマン法」の解釈が1911年の「条理の原則」(Rule of Reason)の確定まで最高裁判所内部で動揺したという事実である。したがって第3は、Th. ローズヴェルト、W・タフト、W・ウィルソンと続く「革新主義政治」が、独自に対応し、司法部による「シャーマン法」解釈を修正し、コモン・ローの原則を復活させるための政策を、行政レベルで立案し始めたという事実である。こうして、第4は、司法部と行政部における独占禁止政策をめぐる政策上の対立を受けて、これを総合する動きとして「条理の原則」(コモン・ローの原則の復活)の確立後、連邦議会で、民主党両院支配の条件下で、1914年「連邦取引委員会法」および「クレイトン法」が制定され、ようやくのこと、19世紀末から20世紀初頭にかけて争われて来た「トラスト問題」に連邦政府の統一的な解決策が確立したという事実である。

本節では、差し当り、考察の対象を「シャーマン法」の立法趣旨と制定事情にだけ絞り込んで問題点を整理するだけに留め、続編につなぐための「中間考察」を試みておこう。

スクラーによれば、「シャーマン法」制定の目的は、建国以来の伝統的価値観(経済観および法律観)に立脚した小生産者層と、巨大法人企業の成立とそれによるアメリカ資本主義の再編成を展望する新しい利害関係者のあいだの、次の2つの基本的問題をめぐる見解の衝突を調整することにあったという。すなわち、第1は、合衆国憲法で保証されている「自由」=「契約の自由」には、私的当事者(private parties)間で取決められている「競争の制限」あるいは「営業の制限」に関する「自由」が含まれているのかどうかという問題であり、第2は、これまた合衆国憲法で保証されている「連邦の通商権限」(commerce power)のなかに、私的当事者間で取決められた「競争の制限」あるいは「営業の制限」を非合法的な営業制限(unlawful restriction of trade)だとして規制する権限が含まれているかという問題であった⁷³⁾。

その背景には、州法で設立認可された企業——しかも巨大法人企業が、州境を越え国境を越えて益々その企業活動の範囲を拡張してくるに至ったという経済的現実があったこと、そして、それとともに、かつてコモン・ロー理論の援用で解決済みのこととされて来た企業の「契約の自由」と「競争の制限」あるいは「営業の制限」に関する法律問題が全国的に統一された尺度で問い直される必要性が提起されたことによる⁷⁴⁾。

ここでスクラーは、まずはじめに、相互に「競争を制限」する、したがって「営業を制限」する当事者間の協定(agreements)——例えば、1人の競争者が他者に商品を売切ってしまう協定とか、あるいは、供給の管理、生産高の制限、価格の設定、利潤のプール、あるいは市場分割などの協定——を、「契約の自由」、「所有権」の保証との関係でどう取扱うかという問題が、早くも1831年に *Horner v. Grawes* 事件で確定されていた⁷⁵⁾ 事実を読者に想起させている。

この事件はイギリスで起こった事件であった。しかし、一般に英米両国のコモン・ローは、法廷では単一体の法理論と考えられていたので、この判例は、合衆国の法廷でも重要な判例として取扱われて来たものである⁷⁶⁾。

この判決は、「競争の制限」、したがって、また、「営業の制限」にかかわる当事者間の協定について次のように宣告していたのである。すなわち、「形式はどうかであれ、直接(directly)かつ不当に、あるいは不条理的に(unreasonably)競争を制限し、したがって、公の利益に損害を与えるのでなければ、合法的である」と⁷⁷⁾。

ここで大切なことは、その協定の「合法性」いかに「条理」か「不条理」かの区別にかかわっており、かつ「公の利益」にかなっているかないかの区別にかかわっていた事実である。

そこでスクラーは、この事実確認をベースに、まず第1に、「シャーマン法」に規定されている「営業の制限」、「独占化」、「独占化の企て」という文言によって、コモン・ローで「無効」とされた事件、あるいは逆に「合法的」とされた事件を整理する⁷⁸⁾ 一方、第2に、「シャーマン法」制定以前に、「営業の制限」、「独占化」、「独占化の企て」という文言が、コモン・ローでどのような意味をもっていたかを詳細に検討した⁷⁹⁾。

これによると、1890年代初め、したがって、「シャ

「シャーマン法」制定時の合衆国における「営業の制限」に関するコモン・ローの一般的ルールがはっきりしてくる。すなわち、利益をもたらす水準に価格を維持し、自分たちの利益を保護しようとする当事者間の自由意志に基づく「営業の制限」は、部分的なものであれ、全般的なものであれ、すべて「条理」にかなったもの（reasonable）で、したがって有効（valid）だということであった。

ただし、これには重大な制約条件が付けられていたことを忘れてはならない。第1は、制限の意志または効果がかかる目的を越えるものでないこと、第2は、「公の利益」に損害を与えるものでないこと、そして第3は、当該事業（business and trade）に参入しようとしているもの、あるいは現に従事している他者に対して、物理的に阻止を加えるか、共謀して阻止する意図がないこと、以上3点がこれであった⁸⁰⁾。

スクラーは、さらに、ここでこのただし書きに盛り込まれた事項についても事実に基づいて入念に検討を加え、まず第1に「公の利益」に関してコメントをなした。そして、19世紀末から20世紀初頭の合衆国では、ここでいう「公の利益」が、「生産と営業の拡張（expansion of production and trade）と殆ど同義に用いられていた事実、しかも、この「拡張」が「契約の自由」と「私的所有権」の保証によって初めて達成されるものであった事実を確認し、個人の利益を追求し、いままで以上に好都合な契約関係を結び得た個人こそ、そして、社会（community）に対して一層効率的かつ低コストに生産と営業を拡張できた「営業の制限」（「競争の制限」）こそ、コモン・ローでは「条理」にかなった行為、したがって合法的な（valid）行為だと判断されていた事実を明らかにした⁸¹⁾のであった。

ついで第2に、「独占化」、「独占化の企て」という文言についてコメントを加え、コモン・ローではこの文言こそ、上記のただし書き第3項と同趣旨の事項、すなわち、「他者を市場または事業系列に参入させること、または競争に参加させることを、価格と供給のコントロールを通じて阻止すること、または阻止しようとする企て」を意味したものであったことを明らかにし、経済事典または経済理論でいわれている「価格、販売または生産において競争を制限しようとする契約、協定、あるいは合併」のすべてがそうであったのではなかった事実を明らかにした⁸²⁾のであった。

われわれは、スクラーのこのような研究を通じて、

コモン・ローが「営業の制限」、「独占化」、「独占化の企て」の意味をかなり緩かに、したがって「公の利益」を考慮した上で当事者間の意思や協定の入る余地を残すように、考えていたことを知ることが出来た。

そこでわれわれは、本論文前編を締めくくるに際し、「シャーマン法」の制定趣旨と成立事情を簡潔に整理し、この法律が、以上明らかにされたコモン・ロー原則とどのように関連し合っていたかを検討しておかねばならない。

「シャーマン法」は「非合法的な制限」と「独占」から、「営業」と「通商」を保護する目的で制定された全8条からなる連邦法で、3人の共和党上院議員、ジョン・シャーマン（John Sherman, オハイオ州選出）、ジョージ・F・ホア（George F. Hoar, マサチューセッツ州選出）、ジョージ・F・エドマンズ（George F. Edmunds, ヴァーモント州選出）を中心に立案され、1890年7月2日、大統領の署名をえて制定の運びに至った法律である。

ここで、立案に参画したシャーマンは上院財政委員長で、同制定の主たる助産婦であったことは、改めて述べるまでもない。残り2人の参画者は、いずれも上院司法委員会に属し（エドマンズが同委員長）で、南北戦争=再建後の合衆国で、法律問題、とくに憲法問題で権威者として通っていた人たちであった⁸³⁾。

同法制定に2つの委員会がかかわった理由は、スクラーによれば、初め財政委員会が主としてシャーマンの手で立案された法案が、後にみる制定趣旨に反し、合衆国司法部、とくに最終審理の行なわれる合衆国最高裁判所で、別様の解釈がなされる可能性を孕んでいた事情から、急遽司法委員会に付託され、文言等最終的に練り直され、結局、司法委員会法案（したがって、本来ならばエドマンズ法案）として本会議に上程された経緯にかかわっている⁸⁴⁾。

事実、スクラーが明らかにしているように、シャーマンによる同法案の提出と殆ど同時期（1890年3月21日）、テキサス州選出民主党上院議員で「州際商業法」の共同策定者の1人であったジョン・H・レーガン（John H. Reagan）が、最終的には廃案となったが、かなり過激なポピュリスト寄りの「トラスト規制法案」を「シャーマン法案」の代案として上院に提出していた経緯があり、その法案が内容や文言の点で当初の「シャーマン法案」ときわめて類似していたからであった⁸⁵⁾。

「シャーマン法」の立法趣旨は、1890年3月21日上院本会議で行なわれたシャーマンの同法案支持の演説で明らかである⁸⁶⁾。かれは、そこで「営業の制限」、「独占化」、「独占化の企て」に関して、これまで確立されてきたコモン・ローの原則を連邦制定法の中に明文化することこそ、「シャーマン法」制定の目的であると明言した⁸⁷⁾。

ここでシャーマンは、スクラーによれば、南北戦争=再建期もそうであったように、老練な議会政治家として、両刀の剣として、「シャーマン法」を利用したようである。すなわち、本音では近代工業の発展と巨大法人企業の成立に賛成し、「シャーマン法」のコモン・ロー原則による解釈を司法部に期待しながら、他方、法律の文言のなかには「自由の市場」なるイメージを盛込んでポピュリストの気持ちを和らげ、合衆国内部で相争っている2つの勢力の仲裁をはかったのであった⁸⁸⁾。

最終的に両院を通過した司法委員会法案は、こうしたシャーマンの意図を吸み込み、文言の点で曖昧さを加味し、問題がコモン・ローの原則に沿って解釈されるよう司法部に委ねる立法趣旨を貫ぬき通した⁸⁹⁾。

それでは、「シャーマン法」はコモン・ローの原則の単なる明文化（実際は「解釈」による適用）に留ったかという点を決してそうではなかった。それは、①違法に対して刑事罰（5000ドル以下の罰金または1年以下の禁錮、または両者の併科）が科せられた他、②損害を被った時には賠償（3倍額の賠償）責任を課した点で、コモン・ローとは一線を画した⁹⁰⁾。

だが、問題は、「シャーマン法」には「州際商業法」と異なって、これを取締まる行政機関（例えば州際商業委員会のような）が設けられなかったこと。また、これを執行する上に重要な役割をもった訴訟（刑事訴訟、衡平法上の訴訟、損害賠償請求訴訟）が、刑事訴訟の場合は公訴（司法省による訴訟）、衡平法上の訴訟の時には、米国政府（司法省）による場合と私人による場合と規定されたことのために、（損害賠償請求訴訟では当該被害者による加害者に対する訴訟）、訴訟に持ち込まれるか否かの判断が、多くの場合、連邦司法省の判断に委ねられたことである。

さらに、大切なことは、違法か否かの判断が、訴訟を受けた連邦司法部、とくにこれを最終的に審理する連邦最高裁判所の「解釈」に全面的に依存したことである。このことは、「シャーマン法」にかかわる事件

を一義的に定めることをきわめて困難とし、同法制定から約4半世紀のあいだ——「ポピュリズムの時代」から「革新主義の時代」を通じて——「トラスト問題」をめぐってアメリカの政治を大きく揺がすこととなったといえよう。

スクラーはこのような歴史の流れを視野におさめ、この時代のアメリカ合衆国の、政治、経済、社会の変化を構造的に把握する論述を展開してゆく。続編では、この問題を取扱ってゆくことにする。

注

- 1) Act of July 2, 1890, c.647, 26 Stat. 209; 15 U.S.C.A. § 1-7.
- 2) Act of October 15, 1914, c.322, 38 Stat. 730; 15 U.S.C.A. § 12-27.
- 3) Act of September 26, 1914, c.11, 38 Stat. 717; 15 U.S.C.A. § 41-51.
- 4) M・J・スクラーの著作は、大きく2部（第1部「市場と法」、第2部「諸政策」）よりなり、これに序論と結論をつけた484ページの労作である。第1部には、Metamorphosis in property and thought、および The Corporate reconstruction and the antitrust law の2章が、第2部には Politics of antitrust law, Two progressive presidents、および Woodrow Wilson and the corporate-liberal ascendancy の3章が含まれている。
- 5) Sklar, *The Corporate Reconstruction of American Capitalism, 1890-1916: The Market, the Law, and Politics*, pp. 4-5, を参照。

スクラーは次のように述べている。「1898-1904年の合併運動に結晶し、その後第1次大戦まで展開した工業部門での株式会社の再組織 (corporate reorganization) は、比較的成熟したアメリカ産業資本主義の <proprietary-competitive stage> から初期の法人企業管理の段階 (early phase of its corporate-administered stage) への移行を画した。すなわち、アメリカ資本主義の巨大法人企業による再建 (corporate reconstruction) ののである」。

「ところでここでいう“reconstruction”なる用語は、南北戦争およびその後の比較的早い時期のものと同様に、ただ経済の面にだけ限られたものでなく、政府機構の面、文化の面、知的領域で発生する相互に関連し合う諸変化を内包する用語である」。

続けて <proprietary-competitive stage> なる用語を説明して次のようにいう。「本研究でこの用語は、支配的タイプの企業が所有者=経営者、またはその直接の代理人によって指導されており、かかる企業が価格の形成者であるというよりは、むしろ価格の受取人 (price-taker) であり、その

- 価格そのものも、競争を阻止するような企業間共謀などのない、また企業の管理の作用しない、需給関係で決定されるようなものである」。
- 6) この点は、差し当り、楠井敏朗「南北戦争=再建の経済史的意義」、R・P・シャーキー著・楠井敏朗訳『貨幣、階級および政党』多賀出版、1988年、pp.375-434、を参照。
 - 7) Sklar, *op. cit.*, p. 5.
 - 8) これについては、包括的なものとして、John Higham, et al., *History*, Englewood Cliffs, N.J.: Prentice Hall, 1965, pp. 221-30; Samuel P. Hays, "The Social Analysis of American Political History," *Political Science Quarterly*, 80, September 1965, pp. 373-94, を参照。また、個別的なものとしては、John D. Hicks, *The Populist Revolt*, Lincoln: University of Nebraska Press, 1961; Arther S. Link, *Woodrow Wilson and the Progressive Era, 1910-1917*, New York 1954; Arther M. Schlesinger, Jr., *The Age of Roosevelt*, Vol. II: *The Coming of the New Deal*, Boston 1958, などを参照。
 - 9) Louis Hartz, *The Liberal Tradition in America*, New York 1955 [有賀貞・松下光央訳『アメリカ自由主義の伝統』有信堂、1963年]; Richard Hofstadter, *The Age of Reform*, New York 1955 [斎藤真・有賀弘・清水知久・宮島直機・京昌一・阿部齊共訳『アメリカ現代史——改革の時代』みすず書房、1967年]; Robert H. Wiebe, *The Search for Order, 1877-1920*, New York 1967, などを参照。なお、関連して、楠井敏朗「連邦準備制度成立の社会経済的背景 (上) (中) (下)」『横浜経営研究』XII/3, XII/4, XIII/1, 1991-1992年、を参照。
 - 10) Sklar, *op. cit.*, p. 43.
 - 11) Sklar, *ibid.*, p. 44. 1880年代および1890年代の合衆国の貯蓄水準の急速な増大については、Milton Friedman and Anna Jacobson Schwartz, *A Monetary History of the United States, 1867-1960*, Princeton: Princeton University Press, 1963, pp. 92-93, および Raymond W. Goldsmith, *A Study of Savings in the United States*, Princeton: Princeton University Press, 1955, I, pp. 83-84, などを参照。
 - 12) Sklar, *op. cit.*, p. 44.
 - 13) Sklar, *ibid.*, p. 44.
 - 14) E.S. Meade, *Trust Finance*, New York 1903; ditto, "Financial Aspects of the Trust Problem", *Annals* 16, November 1900, pp. 1-59; Alfred D. Chandler, Jr., *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, Cambridge, Mass. 1977, p. 332. [鳥羽鉄一郎/小林袈治訳『経営者の時代』下, 東洋経済新報社, 1979, p. 578], ditto, "The Large Industrial Corporation and the Making of the Modern American Economy", in Stephen E. Ambrose, ed., *Institutions in Modern America, Innovation in Structure and Process*, Baltimore 1967, pp. 71-101; Glenn Porter, *The Rise of Big Business, 1860-1910*, New York 1973, pp. 74-78; Lance E. Davis, "The Investment Market, 1870-1914: The Evolution of a National Market", *Journal of Economic History*, 25/3, Sept. 1965, pp. 386-387, 393; Thomas R. Navin and Marian V. Sears, "The Rise of a Market for Industrial Securities, 1887-1902", *Business History Review*, 29/2, June 1955, pp. 126-127, など。
 - 15) 差し当り、楠井敏朗「アメリカ資本主義とロンドン金融市場」(下)『横浜経営研究』XII/1, 1991年、を参照。
 - 16) 従来、「シャーマン法」が十分に機能し得なかった理由の一つとして、生産に従事する企業と州際商業に携わる企業を区別して、「シャーマン法」が後者のみを対象に違法としたとの解釈がとられ、「シャーマン法」の成立によって、製造業の統合がかえって、持株会社の形成という形で促進されるきっかけとなったという理解が示されて来た。T・C・コ克蘭, A・D・チャンドラー, Jr. の見解などがそれである。スクラーは、この見解に対して疑問を提出している。後段で論述される。
 - 17) Sklar, *op. cit.*, p. 20.
 - 18) Sklar, *ibid.*, p. 20.
 - 19) Sklar, *ibid.*, pp. 20-21.
 - 20) Sklar, *ibid.*, p. 21.
 - 21) Sklar, *ibid.*, p. 22.
 - 22) Sklar, *ibid.*, p. 22.
 - 23) Sklar, *ibid.*, pp. 22-23.
 - 24) Sklar, *ibid.*, p. 23.
 - 25) Sklar, *ibid.*, p. 23.
 - 26) Sklar, *ibid.*, pp. 23-26.
 - 27) Sklar, *ibid.*, p. 26.
 - 28) Sklar, *ibid.*, p. 24.
 - 29) Sklar, *ibid.*, p. 24-26. その他、スクラーはニューヨーク改革クラブ (New York Reform Club), 健全通貨同盟 (Sound Money Leagues), シカゴ市民連盟 (Chicago Civic Federation), 全国市民連盟 (National Civic Federation), アメリカ・アジア協会 (American Asiatic Association), さらに大都市の経済クラブや各州の商工会議所、とくにニューヨーク商工会議所を挙げている。Sklar, *ibid.*, pp. 20, 31.
また、インディアナポリス貨幣会議については、楠井敏朗『アメリカ資本主義と民主主義』多賀出版、1986年、pp. 292-293; 楠井敏朗, 前掲「連邦準備制度成立」(中)『横浜経営研究』XII/4, pp. 55-59, を参照。
 - 30) マッキンリーは、金本位制を擁護するシカゴの著名な銀行家で、民主党金本位制支持派に属するL・J・ゲイジを財務長官に任命したし、ゲイジ

は、同様に民主党金本位制支持派のC・A・コナントやC・S・フェアチャイルド(クリーヴランド政権第1期の財務長官)を、財政金融問題担当の特別顧問に任命した。また共和党の指導者のなかからは、ジョン・シャーマンを国務長官、ジョン・W・グリッグスを司法長官、マーカス・A・ハンナを大統領特別顧問に任命した。

- 31) Sklar, *op. cit.*, p. 28.
- 32) Sklar, *ibid.*, p. 28.
- 33) Sklar, *ibid.*, p. 29.
- 34) Sklar, *ibid.*, p. 30.
- 35) Sklar, *ibid.*, p. 30.
- 36) Sklar, *ibid.*, pp. 30-31.
- 37) Sklar, *ibid.*, p. 27.
- 38) Sklar, *ibid.*, p. 27.
- 39) Sklar, *ibid.*, pp. 27-28.
- 40) Sklar, *ibid.*, p. 28.
- 41) Sklar, *ibid.*, p. 28.
- 42) Sklar, *ibid.*, pp. 31-32.
- 43) ここで後段の叙述ともかかわるので、合衆国憲法に定められた連邦政府と州政府の「権限分割」の原則について、簡単に整理しておかねばならない。合衆国憲法第1条は「連邦議会とその権限」を定めたものである。これは、改めて述べるまでもないが、合衆国の統治機構が「権力分立主義」を原則にしていることを定めたものである。合衆国では政府三部門(行政部、立法部、司法部)のあいだの権限が「三権分立の理論」、または「抑制・均衡の理論」によって確立しており、今日でも依然として有効に機能している他、連邦と州のあいだにも、いわゆる「地方自治」の原則のもとで、「権限分割」がなされて来た。

「連邦議会の権限」は、第1条第8節(Article 1, Section 8)で定められ、さらに修正第10条(Amendment X:各州の保留権限)で補足されている。

合衆国における「制限された政府」(limited government)の原則は、連邦政府の権限が合衆国憲法で明示された権限範囲を超えてはならないことを定めた原則に他ならない。200年以上の合衆国の歴史で、州境を越えた企業活動が展開し、したがって、また、国民経済が成立・確立してくるに伴って、憲法解釈をめぐって絶えず問題となったのは、連邦と州のあいだのこの「権限分割」の問題であったことは、ここで改めて述べるまでもなからう。

ところで本論文の叙述とのかかわりで大切なのは、第1条第8節第3項に定められた「連邦の通商権限」(commerce power)である。ここには諸外国との通商および各州間ならびにインディアン諸部族との通商が連邦議会の権限として明記されている。

憲法修正第10条の規定に基づいて、各州は、会社の設立、あるいは、銀行の設立を各州の留保権

限として認められたが、これら州法によっては、今や全面的に州際商業(interstate commerce)に携わるようになった巨大法人企業の活動を、統一的に規制することができないことが明らかとなった。ここに1880年代末以来、州際商業にかかわる企業に対する規制が、まず鉄道会社を対象に、ついで製造企業に対しても連邦政府に要請されるに至る歴史的背景があった。連邦と州とのあいだの合衆国に独自の二重の「法体系」の問題である。

ここで、後段の議論とのかかわりで、「州際商業法」の内容について触れておきたい。①法の適用範囲:合衆国内の各州間の鉄道業務および隣接外国との鉄道業務を営む一般運輸業者を対象。②規制内容:Ⓐ適正運賃, Ⓑ個人的差別扱いの一般的禁止, Ⓒ不当な特惠あるいは不利を与えることの一般的禁止, Ⓓプール契約の禁止, Ⓔ運賃率の公示。③規制担当機関:大統領任命の5人の委員から構成された州際商業委員会。④その権限:Ⓐ一般運輸業者の営業調査, Ⓑ本法律侵犯の申立てのための訴えの受理, Ⓒ運輸業者に対する年次報告書の提出要求, Ⓓ連邦議会に対する年次報告書の提出義務, 等。『原典アメリカ史』第4巻, 1955年, pp. 277-296。

- 44) Meade, *Trust Finance*, chap. 1. 1898年初頭ニューヨーク証券取引所に上場されている著名な製造企業数は約20社で、その数は1893年と変わっていない。 *Ibid.*, pp. 1-3.
- 45) 例えば、ミードの前掲書の他、次の研究を参照。John Moody, *The Truth About the Trust: A Description and Analysis of the American Trust Movement*, 1904, reprint ed., Westport, Conn. 1968, pp. 486-487; Howard N. Ross, "Economic Growth and Change in the United States under Laissez-Fair: 1870-1929", in Frederic C. Jaher, ed., *The Age of Industrialism in America: Essays in Social Structure and Cultural Values*, New York 1968, pp. 44, 42; Ralph L. Nelson, *Merger Movements in American Industry, 1895-1956*, Princeton 1959, pp. 4, 37, 78, 91-93, 102; ditto, *Concentration in the Manufacturing Industries in the United States: A Midcentury Report*, New Haven 1963, pp. 1-14, esp. pp. 9-10; Naomi R. Lamoreaux, *The Great Merger Movement in American Business, 1895-1904*, Cambridge University Press, 1985, pp. 1-13, Table 1-1, p. 2 and pp. 87-117, 139-158; Alfred S. Eichner, *The Emergence of Oligopoly: Sugar Refining as a Case Study*, Baltimore 1969, pp. 1-25; Henry R. Seager and Charles A. Gulick, Jr., *Trust and Corporation Problems*, New York 1929, pp. 60-61; Thomas C. Cochran and William Miller, *The Age of Enterprise: A Special History of Industrial America*, rev. ed., New York 1961, pp. 190-191, など。

- 46) Sklar, *op. cit.*, pp. 46-47.
- 47) Sklar, *ibid.*, pp. 53-54.
- 48) Sklar, *ibid.*, p. 54. スクラーは、ここで、当時労働者、知識人、フェミニスト、改革者、農民にも影響力を浸透させつつあった社会主義者の見解についてコメントを加えている。スクラーによれば、社会主義者の見解は、独自の権利において重要な傾向を形成したが、しかし、同時にそれは、ポピュリストの見解および資本家的見解の両方にも影響し、その重要な構成要素となっていた。Sklar, *ibid.* ポピュリストの見解については、差し当り、大塚秀之「南部のポピュリズム」、鈴木圭介編『アメリカ独占資本主義』、弘文堂、1980年、pp. 73-100、を参照。
- 49) Sklar, *op. cit.*, p. 55.
- 50) Sklar, *ibid.*, p. 55. スクラーは、ここで1900年の「産業問題調査委員会」(U.S. Industrial Commission)の報告書を引用している。「製造企業の合併を導き出した諸原因のなかで、大部分の識者は、競争が…第1位に位するという意見をもっていた」。U.S. Industrial Commission, I: *Preliminary Report on Trust and Industrial Combination*, H.R. Doc. No. 476, Pt. 1, 56th Cong., 1st Sess., 1 Mar. 1900, Washington, D.C.: 1900, "Review of the Evidence", pp. 9-38, at p. 9: "Competition the Chief Cause". また当時の産業不況が過剰生産に起因していたという認識を例証するためには、次の2文献があげられている。Carroll D. Wright, *Industrial Depressions, First Annual Report of the [U.S.] Commissioner of Labor*, Mar. 1886, Washington, D.C., 1886, rep. ed., New York 1968, pp. 279, 286-289; David Ames Wells, *Recent Economic Changes, and Their Effect on the Production and Distribution of Wealth and Well-Being of Society*, New York 1899.
- 51) Carl P. Parrini and Martin J. Sklar, "New Thinking About the Market, 1896-1904: Some American Economists on Investment and the Theory of Surplus Capital", *Journal of Economic History*, 43/3, Sept. 1983, pp. 559-578, を参照。
- 52) Sklar, *op. cit.*, pp. 58-59. ハドリには次の著書がある。A.T. Hadley, *Economics: An Account of the Relations Between Private Property and Public Welfare*, New York 1896; ditto, *Railroad Transportation: Its History and Its Laws*, New York 1885. ハドリの「市場理論」形成に大きく寄与したのは、後者であった。かれは、当時鉄道の経営と財務問題に関する指導的な権威者と評価され、エール大学教授、同総長をつとめるかたわら、New York, New Haven & Hartford Railway や Atchison, Topeka & Santa Fe Railway を含むいくつかの鉄道会社の取締役を歴任していた。
- 53) Sklar, *op. cit.*, p. 60.
- 54) Sklar, *ibid.*, p. 61.
- 55) コナントは、1861年マサチューセッツ州ウィンチェスターで生まれ、1915年ウィルソン政権下、キューバの貨幣・銀行制度改革の使節団として同地に赴任中、ハヴァナで死んだ。すでに1890年代末にエコノミストおよび貨幣・銀行問題の権威者として国際的に名声を得ていた。New York *Journal of Commerce and Commercial Bulletin* の編集者であったばかりか、ニューヨークの *Bankers Magazine* の編集者でもあった。1897-1901年には、インディアナポリス貨幣会議の運営委員長であったヒュー・H・ハンナ (Hugh H. Hanna) の顧問として活躍、インディアナポリス貨幣委員会の顧問および書記をつとめたほか、マッキンリー政権、とくにその財務長官リーマン・J・ゲイジに協力、「金本位法」の制定(1900年)に貢献した。さらにその後の数年、マッキンリー、Th・ローズヴェルト両政権下で、フィリピン、ラテンアメリカ、中国で、国際経済政策の立案および実行の携わり、1903-1904年には、Th. ローズヴェルトに任命され、ジェンクスおよびハンナとともに国際為替委員会で活躍した。また、1902年には、アメリカ最大の投資銀行の1つ、Morton Trust Company (ニューヨーク)のトレジャラーとなったし、19世紀末から20世紀初頭の貨幣=信用制度改革運動でも活躍、「連邦準備法」の制定(1913年)に貢献した。Sklar, *ibid.*, pp. 62-63.
- 56) Sklar, *ibid.*, pp. 62-85, を参照。
- 57) ただし、何度も版を重ね改訂されたコナントの著書 (*A History of Modern Banks of Issue*)のうち、その初版本(1896年)以外は、「景気循環論」は削除されている。またコナントの「景気循環論」が、W・C・ミッチェル (Wesley Clair Mitchell, *Business Cycles*, Berkely 1913) に与えた影響については、Sklar, *op. cit.*, p. 64, n) 28, を参照。コナントの「景気循環論」に関しては、他に、楠井敏朗、前掲「連邦準備制度成立の社会的背景」(上)『横浜経営研究』XII/3, pp. 42-43, を参照されたい。
- 58) コナントとJ・M・ケインズとの関係と考え方の相違については、Sklar, *op. cit.*, pp. 72-76, を参照。
- 59) Sklar, *ibid.*, pp. 63-65. ここで、スクラーは、コナントの「過剰貯蓄」(excess saving)について、大略、つぎの説明を与えている。「コナントは、供給と需要の鎖を切断する持続的な根源が過剰貯蓄そのものだと確認している。この場合、過剰貯蓄が投資の流れの外で保有されているか、投資の流れのなかに注ぎ込んできているか、どちらでもかまわない。いずれにせよ、貯蓄は、供給と需要とともに増大させるが、需要の方が相対的に過剰になる状態を作り出し、十分な期間の経過後、最後に市場均衡を破壊してしまう。機械生産、銀行業と信用、そして資本市場の発展とともに過剰貯

蓄 (oversaving) と、それに附随する過剰な設備への過剰投資 (overinvestment) が進み、これらの事柄が、発展した資本主義世界のいたるところでくり返し起る現象となるだけでなく、長期的状況となる。幾何級数的に増加する貯蓄の着実な生成は、資本不足 (capital congestion) を慢性的にする」。Sklar, *ibid.*, p. 65. また、次のように言う。「『過剰生産』とは…過剰貯蓄から発生する過剰資本 (surplus capital) の1つの結果の表面的な現われにすぎない」。『現代の経済事情のもとで生産と需要の均衡は、ただ次の2つの場合でのみ可能となる。第1は、生産を制限するという代償を支払った場合である。その時には、同様にまずまずの収益率を維持しようと努力するために、規模の経済性を犠牲にしなければならない。どちらの場合も、当事者には望ましいことではない。

第2は能力一杯生産し、価格を引き下げることによって可能となる。この場合は高水準の雇用と投資をもたらすが、とても受け入れられないくらい低い資本収益率しか確保されえない。結局、規模の効率性を最大限維持しようとして収益率を犠牲にすることになる。「いずれの場合にも、依然として過剰資本 (surplus capacity) の問題が残る。第1の場合には、過剰資本は操業短縮 (idle capacity) および遊休資金 (idle money funds) の形で、第2の場合には、企業自体の利潤を破壊してしまうほどの資金不足と過剰生産能力の形で」。Sklar, *ibid.*, p. 66.

60) Sklar, *ibid.*, pp. 66-67.

61) Sklar, *ibid.*, pp. 68-69.

62) Sklar, *ibid.*, p. 69. 「国際的資本投資の必要性は、たんに資本不足地域への投資が、正常な場合、比較的高収益を保証するからだけではなく、合衆国での利潤水準を比較的高水準に維持するためであった」。 *ibid.*

63) Sklar, *ibid.*, p. 69. スクラーは、その例として、農機具メーカー、インターナショナル・ハーヴェスター社や、鉄鋼メーカー U.S. スティール社に対する E・H・ゲイリー (Elbert H. Gary) や G・W・パーキンス (George W. Perkins) の有名な価格形成勧告を挙げている。 *Ibid.*, p. 70.

64) Sklar, *ibid.*, p. 70.

65) Sklar, *ibid.*, p. 71.

66) Sklar, *ibid.*, p. 47. ここでスクラーは、John R. Commons, *Legal Foundations of Capitalism*, 1924, rep. ed., Madison: University of Wisconsin press, 1957; James Willard Hurst, *The Legitimacy of the Business Corporation in the Law of the United States, 1780-1970*, Charlottesville: University Press of Virginia, 1970; ditto, *Law and the Conditions of Freedom in the Nineteenth-century United States*, Madison: University of Wisconsin Press, 1956; ditto, *Law and Economic Growth: the Legal History of the Lumber Indus-*

try in Wisconsin, 1836-1916, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1977; ditto, *Law and Markets in United States History: Different Modes of Bargaining Among Interests*, Madison: University of Wisconsin Press, 1982, などの参照を求めている。

67) Sklar, *op. cit.*, p. 49. 合衆国憲法修正第5条は次のように規定している。「何人も…正当な法の手続きによらないで、生命、自由または財産を奪われることはない」。同修正第14条は次のように規定している。「いかなる州も正当な法の手続きによらないで何人からも生命、自由あるいは財産を奪ってはならない」。

68) Sklar, *ibid.*, p. 49.

69) Sklar, *ibid.*, pp. 49-50.

70) Sklar, *ibid.*, p. 51.

71) Sklar, *ibid.*, p. 51.

72) 1880年代の主な企業合同=トラスト形成については、谷口明丈『アメリカ初期トラストの研究——アメリカ独占主義成立史へのプロローグ』(大阪経済大学経営研究所・研究シリーズ第6冊, 1984年); 小原敬士『アメリカ独占資本主義の形成』岩波書店, 1953年, を参照。関連して、A・D・チャンドラー Jr., 前掲書の他、鈴木圭介編『アメリカ経済史』II 東京大学出版会, 1988年; 塩見治人/溝口誠吾/谷口明丈/宮崎信二『アメリカ・ビッグビジネス成立史』東洋経済新報社, 1986年; トマス・C・コ克蘭, 中川敬一郎訳『アメリカのビジネス・システム』筑摩書房, 1969年, などを参照。

73) Sklar, *op. cit.*, p. 93.

74) Sklar, *ibid.*, pp. 93-94.

75) Sklar, *ibid.*, p. 94.

76) Sklar, *ibid.*, p. 94, n)7.

77) Sklar, *ibid.*, p. 95.

78) Sklar, *ibid.*, pp. 95-98, を参照。

79) Sklar, *ibid.*, pp. 95-105, を参照。

80) Sklar, *ibid.*, p. 98.

81) Sklar, *ibid.*, p. 101.

82) Sklar, *ibid.*, pp. 102-104.

83) Sklar, *ibid.*, pp. 113-115.

84) Sklar, *ibid.*, pp. 107-117.

85) Sklar, *ibid.*, pp. 108-109.

86) *Cong. Rec.*, 21: 3 (21 Mar. 1890), pp. 2460.

87) Sklar, *op. cit.*, pp. 110-113.

88) Sklar, *ibid.*, pp. 109-110.

89) Sklar, *ibid.*, pp. 114-115.

90) Sklar, *ibid.*, p. 105. ここで「シャーマン法」の実体規定となっている第1条と第2条を記しておく。

第1条 数州間または外国との^{トレード}営業または通商を制限するすべての契約, ^{コルネーション}トラスト, その他の形態による^{コンソネーション}併合あるいは^{アンストレーション}共謀は、これを違法とする。かかる違法だと宣せられた契約

をなすもの、またはかかる違法な併合または共謀に参加するものは、すべて重罪を犯したものとし、有罪の決定があった場合には、裁判所の裁量により、法人の場合には5000ドル以下の罰金、もしくは1年以下の禁錮、もしくはこれを併科される。

第2条 数州間または外国との営業もしくは通商の一部を独占し、または独占の企てをなすもの、もしくはそのため他の者と結合、または共謀するものは重罪を犯したものとし、有罪の決定があっ

た場合には、裁判所の裁量により、5000ドル以下の罰金、または1年以下の禁錮；もしくはこれを併科させられる。

「シャーマン法」および独占禁止政策については、松下満雄『アメリカ独占禁止法』、東京大学出版会、1982年、および村上政博『アメリカ独占禁止法』有斐閣、1987年、を参照されたい。

（未完・続）

〔くすい・としろう 横浜国立大学経営学部教授〕